

第 18 回保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する
専門家会議・作業班合同会議
議事概要

○ 日時：令和 4 年 12 月 19 日（月）13：00～15：00

○ 場所：中央合同庁舎 5 号館 専用第 25 会議室及びオンライン開催

○ 議題

- (1) 電子処方箋における HPKI の鍵預かりとリモート署名について
- (2) その他

○出席者

- ・「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議」構成員
大山永昭、喜多紘一、多賀谷一照、辻井重男（座長）、松本勉、山本隆一
- ・「専門作業班」構成員
喜多紘一、河野行満、丸山満彦、六川浩明、矢野一博、山田茂、山本隆一（班長）

○ 議事概要

(1) 電子処方箋における HPKI の鍵預かりとリモート署名について

- ・事務局からの資料 1－1 説明後、構成員による自由討議が行われた。主な意見は以下の通り。

論点①：HPKI の鍵預かりとリモート署名の評価体制について

- － 評価対象はサービスを想定しているか、会社全体を想定しているか。
- － 最終的なゴールがどうなるのかを決めておくべきではないか
- － とにかく電子処方箋に限定というイメージで進めてるが、鍵の預託そのものは汎用的なものなので、分けて評価できた方が良い。
- － リモート署名を行うに当たっては、既に基準のあるヨーロッパの状況も認識して進めるのがいいのではないか。
- － 電子処方箋限定としてスタートし、その後で汎用的な鍵預かりやリモート署名の基準が定まってきたときには、今回始める電子処方箋用の仕掛けが変更を余儀なくされるという可能性はあるのか
- － ガイドラインのセキュリティ設計仕様は、このようにしなさいというやり方を規定している部分と、セキュリティとしてこのようなセキュリティを達成していることという書き方が混ざっている
- － 自己評価はされているという辺りが確認できると非常によいなとは思いました。

⇒意見に対する対応案については、座長一任とすることとされた。

論点②：署名用証明書の用途を限定させる方法について

- － 今回は同じサブ CA という名前の中で2種類出てきて、片方は高いレベルで、片方はそうではないという状況になる。そこで、特記事項として、電子処方箋限定だけでなく、今の時点では第三者評価されていない旨を記載するのが本来の姿だと考える。この（B）案（電子処方箋限定用途とすることを記述する案）にプラスアルファした方式の場合、第三者評価が通ったときには、その特記事項をなくせばいいので、前の証明書は失効させるということになる。
- － （A）案（セカンド鍵であることを記述する案）の場合、今後リモート署名の基準が策定された後に、準拠性審査にてこの電子処方箋の仕組みが基準に満たしていなかった場合、発行し直しとなるが、その間の署名はどのような扱いになるのか。
- － （B）の処方箋限定ではなくて、セキュリティレベルが下がっているというのを書く案もある。
- － （A）案の場合は、実際の電子証明書のプロファイルのどこを使って書くのか。

⇒事務局案を修正した上、座長一任とすることとされた。

- ・ 今後の予定について事務局案が示され、構成員に了承された。

（2）その他について

- ・ 辻井座長より座長交代の申し出があり、構成員間の互選により、松本構成員を新座長とすることで了承された。